

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本契約の締結は、当該業務に係る平成30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年1月12日

世田谷区

1 概要

(1) 件名：小学校英語教育短時間授業プログラムライセンス購入

(2) 目的

学習指導要領の改訂に伴う「外国語」の教科化等に的確に対応し、限られた授業時数の中で効率的で質の高い授業を実施するため、小学校高学年の「外国語」におけるICTを活用した短時間授業プログラムライセンスを購入する。

(3) 内容

世田谷区立小学校で週2回程度（1回45分）実施する小学校高学年「外国語」（英語の授業のうち1回分の授業について、各学校に配置されているタブレット端末等のICT機器（タブレット端末、大型モニター等）を使用し、15分の短時間授業3回として実施（以下「モジュール授業」という。）するための学習プログラム（以下「プログラム」という。）のライセンスを購入する。

(4) 対象学校 世田谷区立小学校61校（詳細別紙1のとおり）

(5) 対象学年 小学校第5・第6学年

(6) 想定授業回数 105回（通常授業35回分）

(7) 数量 世田谷区立小学校61校分

(8) 使用許諾期間 平成30年4月9日～平成31年3月31日

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

(5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

なお、提案書の審査の過程等で参加資格を有しないことが判明した場合は、その時点で審査対象から除外する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 小学校「外国語」（英語）教育についての基本的考え方は適切であるか

(2) 小学校「外国語」（英語）のモジュール授業に対する基本的な考え方は適切であるか

(3) プログラムの作成にあたっての基本的考え方は適切であるか

(4) プログラムの内容の概略及び特徴は優れた教育効果が期待できるものであるか

(5) プログラムの円滑な運用のための支援のための方策・体制は十分であるか

- (6) 当該製品または関連製品に係る契約実績等は本契約を受注するのに十分であるか
- (7) アピールしたい特徴として記載された内容は、特徴的かつ本契約を受注するにあたって効果が期待できるか

5 手続き

(1) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成30年1月12日(金)から1月25日(木)の午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ②場所 下記担当課窓口、及びホームページ
- ③方法 希望者に無償交付する。

(2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限 平成30年1月25日(木)午後5時まで
- ②提出先 下記担当課
- ③提出方法 持参または郵送(締切日必着。書留郵便に限る。)により提出すること。

(3) 質問の提出期限、提出先及び方法

- ①提出期限 平成30年2月1日(木)午後5時まで
- ②提出先 下記担当課
- ③提出方法 メールにより送付すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

- ①平成30年2月15日(金)午後5時まで
- ②提出先 下記担当課
- ③方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は教育指導課とする。
- (5) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (6) 事業者からの提出物は返却しない
- (7) 区は当該案件に参加を表明した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (10) 詳細は提案条件説明書による

7 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課学校経営推進 川野
(世田谷区役所第2庁舎3階36番窓口)
電話：03-5432-2724 ファクシミリ：03-5432-3041
E-mail: sea02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp